

年金あれこれ

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、「領収書」または「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が義務付けられています。

平成20年中に国民年金保険料を納付された方には、控除証明書が11月または翌年2月に送付されます。年末調整や確定申告の際には、控除証明書や領収書が必要となりますので、大切に保管して下さい。

1. 国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

2. 毎年11月初旬に送付

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明書の内容は本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

平成20年1月1日から平成20年9月30日までの間に国民年金の保険料を納付された方

3. 2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。したがって、平成20年中に国民年金の保険料を納付した方の全員にこの証明書が送付されます。

平成20年10月1日から平成20年12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合、今年分として申告できます。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収書」も添付する必要があります。

保険料納付を忘れずに・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

心も身体も大人ではないけれど、全くの子どもでもない。

思春期とは、身体の成長に心の成長が追いつかず、だれもが不安定な気分になりやすい時期です。「私は何なのか」「私はどう生きたらいいのか」などと自分に直面し、自分を見る「もう一人の自分」が意識されるようになります。小さなことで有頂天になったり、逆にひどく傷ついて落ち込んでしまったりします。異性への興味が高まったり、親や先生がうっとうしく感じるようになり、自分だけの秘密をもち始めます。

こうした心の変化に対し、身体では、体系全体の大人化が著しく進みます。女性では月経、男性では射精が始まります。また、押さえがたい性衝動が性非行を含むさまざまな問題行動の原因へとつながることもあります。

まず、「思春期」について親がしっかりと理解を深めましょう。

（思春期について理解を深めよう 文部科学省 家庭教育手帳小学生（高学年～中学生）編 抜粋）

オストメイト対応トイレを設置しました

町ではオストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）の社会参加を促進するため、保健福祉センターの1階多機能トイレにオストメイト対応型トイレを設置しました。平日の8時30分から17時15分までの間で自宅に帰ることなく、外出時の排泄物の緊急処理とストーマ装具等の洗浄、交換が可能となります。なお、ストーマ装具等は病院の指定や造設者の装着形状に個人差があることから、装具は備え付けておりませんので、オストメイトの皆さまには各自ご用意頂きますようお願いいたします。

また、身体障がい者であることが判別しにくいオストメイトが、多機能トイレへ入りやすくするために、トイレの入口にオストメイトマーク(案内用図記号)も表示してあります。

